

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による特定公的給付の支給(区民生活支援金等)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による特定公的給付の支給(区民生活支援金等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和8年7月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による特定公的給付の支給(区民生活支援金等)に関する事務
②事務の内容	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下、「公金受取口座登録法」という。)の規定に基づき、特定公的給付の支給(区民生活支援金等)を実施するための事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))の規定に基づき、公金受取口座情報および支給要件の確認に必要な税情報等、各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和7年度北区区民生活支援金に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	北区共通基盤システム
②システムの機能	各業務システム間での情報連携、宛名管理等を行うためのシステムである。 1. 庁内データ連携 各業務システムが他業務システムにデータを提供または、他業務システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う。 2. 宛名情報連携 住民記録システムから宛名情報を取得・管理する。庁内で管理する住登外者を一意に特定するための宛名番号を付番・宛名情報を管理する。 3. 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する。 4. 職員認証・権限の管理 住民情報系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 5. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携システム、) サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報連携の対象となる特定個人情報(連携対象)を保有・管理し、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものであり、下記機能を有する。 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照会し、情報照会の状態を管理する機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態の管理を行う機能 4. 既存システム接続機能 既存システム接続機能は中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 情報提供等記録管理機能は特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があった時に情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する機能 必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する機能 6. 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能は、情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能 データ送受信機能は中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理」の記載に沿って、対応予定 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ 情報連携システム ）

システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。								
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☒ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他 （ 接続なし ）</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☒ その他 （ 接続なし ）	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☒ その他 （ 接続なし ）									
システム4									
①システムの名称	給付金支給支援システム								
②システムの機能	給付金の申請、支給情報を管理する機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他 （ 接続なし ）</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☒ その他 （ 接続なし ）	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☒ その他 （ 接続なし ）									

3. 特定個人情報ファイル名		
給付金情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	公金受取口座登録法第10条 番号法第9条及び別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	公金受取口座登録法第9条 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	区民部区民生活支援金担当課	
②所属長の役職名	区民生活支援金担当課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
給付金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	基準日時点で北区に住民登録のある世帯主及び対象年度の個人住民税の課税権が北区でなく、他自治体にある者 対象世帯が非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯の場合は、支給金額に非課税加算を上乗せ
その必要性	支給対象者や支給金額の特定にあたり、地方税情報の確認が必要なこと、および支給対象者の公金受取口座の情報を把握する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (口座情報)
	・個人番号:対象者を正確に特定するため。 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークとの接続に必要なため。 ・その他識別情報(内部番号):庁内事務において、個人の特定に必要なため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):申請書等の送付先情報として使用するため。 ・その他住民票関係情報:世帯の把握等に必要なため。 ・地方税関係情報:給付額算出に必要なため。 ・生活保護・給付額算出に必要なため。 ・口座情報:振込先口座に使用するため
	全ての記録項目
⑤保有開始日	令和8年1月15日
⑥事務担当部署	区民部区民生活支援金担当課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課、生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		給付金にかかる対象者および給付金額の決定、申請書等の通知物送付等給付金に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	区民部区民生活支援金担当課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 住民票関係情報 ・基準日時点の住民情報の確認 ・受給権者となる世帯主の確認 2. 地方税関係情報 ・住民税所得割額、住民税均等割額の確認 ・扶養状況の確認 3. 生活保護・社会福祉関係情報 ・非課税要件の確認 4. 口座情報 ・振込先口座情報の確認 ・申請書の印字に利用
情報の突合		【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、個人番号対応符号、4情報等で突合する。 【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】 ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・地方税関係情報を個人番号対応符号、内部番号等で突合して入手する。 ・生活保護・社会福祉関係情報を個人番号対応符号、内部番号等で突合して入手する。 ・口座情報を個人番号対応符号、内部番号等で突合して入手する。
⑥使用開始日		令和8年1月15日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託しない () 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		☐ <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	☐ <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途	
------------	--

③提供する情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	-----	--

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
------------------------	--

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他（	）

⑦時期・頻度	
--------	--

你知否？

移転元	
①法人上の根拠	

① 法廷上の根拠	
② 裁判官の内心の確信	

②移転先における用途	
------------	--

③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
------------------------	--

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他（	）

⑦時期・頻度	
--------	--

② 特定個人情報の保護 第17条

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・申請書等の紙媒体については、施錠可能な書庫及びファイリングにより保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 世帯フラグ情報

(主な記録項目)

世帯番号、世帯人数、基準日、世帯現存区分、最小住民となる日、最大住民となる日、最小住民喪失日、最大住民喪失日、最大支援措置終了日、最小賦課区分、最大賦課区分、最小税状態、最大税状態、所得割F、均等割F、最小被扶養F、最大被扶養F、最大294F、給付申請番号、申請ステータス、申請書受付日、入金完了日、現金給付F

2. 住民フラグ情報

(主な記録項目)

宛番号、世帯番号、生年月日、住民となる日、住民となる事由、住民となる届出日、住民喪失日、住民でなくなる事由、住民でなくなる届出日、団体内統合宛番号、照会側不開示、支援措置_終了日、基準日、世帯主フラグ、照会先自治体CD、照会先自治体名、賦課区分、世帯税状態、税状態、生保、北区被扶養F、北区294通知F、北区未申告F、税照会区分、税照会結果、税照会完了F、住ネ照会区分、住ネ照会結果、0101自治体コード、0101自治体名、公金受取口座照会、他自治体所得割、他自治体均等割、他自治体均等割未設定F、他自治体被扶養、他自治体専給、他自治体同配、他自治体16歳未満、他自治体住登外有無、他自治体住登外課税地、他自治体未申告F、税01現存区分、税01住登外課税区分、税01住登外市町村CD、課税北申告区分、課税北所得割、課税北所得割減免、課税北均等割、課税北均等割減免、課税住登外課税区分名、課税租税条約F、過去口座照合F、過去口座照合メモ

3. 口座情報

(主な記録項目)

世帯番号、宛番号、団体内統合宛番号、氏名漢字、氏名かな、銀行コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義半角カナ、通帳記号、通帳番号、利用口座種類

4. 公金受取口座情報

(主な記録項目)

団体内統合宛番号、特定個人情報の項目の確定時点、特定個人情報の項目の修正日時、金融機関コード、金融機関カナ、支店コード、支店カナ、口座種別、口座番号、口座名義カナ、記号、番号

5. 住基ネット照会情報

(主な記録項目)

宛番号、団体内統合宛番号、氏名漢字、転入前_CD、転入前住所_町名、個人番号、住民となる日、住民となる日、自治体CD、照会先自治体名、都内、全国

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
給付金情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【支援金給付に関する事務における措置】 ・特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。 ・庁内連携による入手にあたり、データの所管課と入手するデータ的内容及び利用目的について予め協議を行い、合意を得ている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【支援金給付に関する事務における措置】 ・他課からの接続ができない場所に給付金情報ファイルを格納しており、目的を超えた紐付けは行われないうにしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	【支援金給付に関する事務における措置】 ・給付金情報ファイルにアクセスするには、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証により管理している。 ・承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。		
その他の措置の内容	・職員課からの人事情報に基づき、システム管理者が毎年度権限設定を行っている。 ・年度途中の人事異動の際にも、発行及び失効の設定を行っている。利用期間が明確であれば、予め有効期間を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末を来庁者等から確認できない場所に設置している。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルー ール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 北区住民情報系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
②請求方法	指定様式による請求書及び本人確認書類の提出
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目52番10号 北区役所区民部区民生活支援金担当課 03-3908-1982
②対応方法	・問合せがあった場合、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議の上対応する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。 (各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。) 1. 各業務システムからのデータ授受、配分機能 住民記録システム等の各業務システムにて登録された他業務システムデータを受入方システムに合致する形式に整合処理を行い、他業務システムに提供する。 2. 情報照会機能 特定個人番号に関する住民記録情報の照会を行う。 3. 宛名情報の連携機能 住民記録システムから宛名情報を取得し、各業務システムに配分する。併せて、各業務システムにおいて必要となる宛名情報を格納する。 4. 庁内情報の連携機能 各業務システムから提供された庁内移転情報をDBに格納して、各業務システムからの照会要求に応じて当該者の情報抽出、情報提供を行う。 5. 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 6. 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。 7. 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続き等を行うマイナポータルと対象業務システムの間を連携する機能	各業務システム間での情報連携、宛名管理等を行うためのシステムである。 1. 庁内データ連携 各業務システムが他業務システムにデータを提供または、他業務システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う。 2. 宛名情報連携 住民記録システムから宛名情報を取得・管理する。庁内で管理する住登外者を一意に特定するための宛名番号を付番・宛名情報を管理する。 3. 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する。 4. 職員認証・権限の管理 住民情報系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 5. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事前	
令和8年6月26日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 北区基幹系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。	【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 北区住民情報系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。	事前	